

(1) 指定申請等の各種申請に伴う電子申請について

(再度のご案内)

〔大津市健康福祉部福祉指導監査課〕



- 令和5年度及び令和6年度の介護サービス事業所等に対する集団指導でもご案内しましたとおり、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」による指摘を受け、介護保険法施行規則が改正され、指定申請を含む各種申請等の手続きは、令和8年4月1日から原則「電子申請・届出システム」の使用する旨が規定されました(令和5年3月31日老発0331第7号)。
- 電子申請・届出システムの利用には、「**Gビズ ID**」と「**登記情報提供サービス**」の登録が必須です。登録がお済でない事業者の方は、登録をお願いいたします。
- 「やむを得ない事情により電子申請・届出システムによる届出を行うことができない場合」は国から適宜示していく予定とされていますが、現在のところ、示されていません。

⇒大津市HP「電子申請届出システム関連情報」

<https://www.city.otsu.lg.jp/b/i/f/k/b/02s/h01/62211.html>